

ＩＣＴ活用工事実施の手引き

令和 8 年 10 月

長野県農政部農地整備課

1 目的

本手引きは、長野県農政部が発注する工事において、ＩＣＴ活用工事の普及と円滑な実施を図るため必要な事項をまとめたものである。

実施にあたっては、本手引き及び最新の「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局）（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

2 長野県農政部におけるＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事は、以下に示す①～⑤の全て又は一部の施工プロセスにおいてＩＣＴを活用することについて、受発注者間で事前に協議した上で取り組むものである。

実施にあたっては、受注者からＩＣＴ活用工事の具体的な実施内容と施工対象範囲、現場の生産性向上の効果、概算金額等について整理し、発注者へ事前協議する。

発注者が承諾した後、施工計画書（変更施工計画書を含む）に、出来形管理の適用工種、適用区域、出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・写真管理基準、使用機器・ソフトウェア、使用する３次元計測技術による計測に関する事項（撮影計画、飛行計画等）を記載し提出する。

「現場の生産性向上に効果がある場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 安全性の向上、作業期間や人員の削減に明らかに効果があるもの
- (2) 国や県が定める仕様書、施工管理基準等に基づき実施し、納品されるもの

【施工プロセスの各段階】

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

※「①３次元起工測量」のみ実施の場合、ＩＣＴ活用工事の実績としては認めない。

3 対象工事

長野県農政部が発注する全ての工事のうち、一定規模以上の工事を対象とする。

工事ごとの対象工種及び施工規模は、ガイドライン出来形管理編共通事項第１による。

ただし、ガイドラインに示す施工規模未満であっても、生産性向上が見込まれる場合は対象とすることができる。その場合は工事ごとにその適用を判断し、ガイドラインに規定する積算は適用されない。

4 発注方式

- (1) 大規模工事等でＩＣＴを活用することが明らかに有利と考えられる工事については、発注者指定型を選択することができる。
- (2) 発注者は、特別仕様書において、ＩＣＴ活用工事の活用対象であることを明示する。特別仕様書の明示方法は、次のとおりとする。

I C T活用工事

□ 本工事は、発注者指定型 I C T活用工事である。

□ 本工事は、施工者希望型 I C T活用工事である。

I C T活用工事に取り組む場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局)によるものとする。

5 工事費の積算

(1) 発注者指定型

I C T活用工事の実施を必須とし、必要な経費を当初設計から計上する。

(2) 施工者希望型

当初積算は従来の歩掛で積算し、I C T活用工事として実施する場合で、その項目を設計変更の対象とするときは、ガイドライン積算編に基づき必要な経費の計上を検討する。

6 積算の留意点

(1) 歩掛見積(諸経費込み)の計上方法

3次元起工測量費用、基本設計データ又は3次元設計データの作成費用、3次元出来形管理及び3次元データ納品費用を歩掛見積り(諸経費込み)により計上するにあたっては、技術管理費配下に計上し、現場管理費及び一般管理費等の率対象としない。

(2) 3次元出来形管理及び3次元データ納品費用の計上

別途計上する場合、以下の方法のうち、工事価格が安価になる方法を採用する。

① 共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることによる計上

② 歩掛見積り(諸経費込み)による計上

なお、受注者からの見積提出が無い場合、費用の計上はしない。

7 技術基準関係

施工管理、監督及び検査に適用する技術基準は、次の基準等を準用する。

- ① 情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)
- ② T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領(国土交通省)
- ③ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領(国土交通省)
- ④ U A Vを用いた公共測量マニュアル(案)(国土地理院)
- ⑤ 公共測量におけるU A Vの使用に関する安全基準(案)(国土地理院)
- ⑥ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領(国土交通省航空局長)
- ⑦ 地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)(国土地理院)
- ⑧ U A V搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)(国土地理院)
- ⑨ 国営土地改良事業等におけるB I M/C I M活用ガイドライン(案)(農林水産省)
- ⑩ 自動運転利用等に資する農地基盤整備データ作成ガイドライン(案)(農林水産省)

8 工事成績での加点及び履行実績証明書

(1) I C T活用工事を実施した場合は、工事成績での加点評価を行う。

(2) 発注者は、受注者がI C T活用工事を実施した場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書(別紙1)により、I C T活用工事の実施を証明するものとする。